

令和4年度 船橋市自転車等駐車対策協議会

日時：令和4年11月8日(火) 10時00分から

場所：船橋市役所 9階 第1会議室

<次第>

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長・副会長の選任
- 5 議題
 - ・民間自転車等駐車場設置助成制度の条件整理について
- 6 報告
 - ・「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」中間評価の『今後の取組』の進捗について
- 7 その他
- 8 閉会

議題 民間自転車等駐車場設置助成制度の条件整理について

令和2年度に行った「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」の「中間評価」において、「やや遅延」と評価され継続検討となりました「民間事業者への助成制度」について令和3年度の当協議会にて委員の皆様からご意見を頂きました。

ご意見を基に民間自転車等駐車場の整備を促進するための補助金を交付する条件について、事務局でまとめましたので再度ご意見をいただきます。

1 用途

公共の用に供される駐車場である。

2 台数

駐輪場における収容台数が10台以上である。

3 駅からの距離

別に定める鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域に新設又は増設される。

別に定める鉄道駅：船橋駅・東船橋駅・西船橋駅・津田沼駅・
下総中山駅・船橋法典駅・北習志野駅

4 期間

駐輪場を開設した日から継続して5年以上運営する。

5 対象者

鉄道事業者、公益的施設の設置者、百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等の事業者が設置する公共の用に供される駐車場も助成対象とする。ただし従業員等のために設置するものは対象外とする。

6 附置義務を超えるもの

百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等の大型店舗が条例の規定による附置義務台数を超えて新設又は増設するものも助成の対象とする。

7 他制度

他の補助制度の適用を受けていない。

8 補助金額

補助金の額は、標準建設単価（5万円／台）に自転車等の収容台数を乗じて得た額又は実際に要した建設費及び駐輪器具整備費のいずれか少ない額の2分の1の額（1万円未満切捨て）で、500万円を限度額とする。

※条件に関する令和2年度の委員意見及び事務局意見は、別紙資料1をご確認ください。

■別紙資料1

(議題 民間自転車等駐車場設置助成制度の条件整理について)

要件1
公共の用に供される駐車場である。
市の意見
駐輪場開設後に公共の用に供されなくなることを防ぐために要件の1番目としました。

要件2
駐輪場における収容台数が10台以上である。
協議会の意見
<p>(問) 助成対象となる自転車等駐車場の台数は50台以上とする市が多くなっていますが、参入を容易にするため駐輪台数確保のため少ない台数を採用している市もあります。助成制度を導入する場合の台数について</p> <p>1 50台以上としてよい (5名)</p> <p>2 50台よりも少ない台数にしたほうがよい (7名)</p> <p>(1台程度：1名、10台程度：1名、20台程度：1名、30台程度：2名、指定なし：2名)</p> <p>3 50台よりも多い台数にしたほうがよい (0名)</p> <p>4 その他 (1名)</p> <p>○50という数字は単に切りのいい数字というだけの意味であり、理由がない。地域の事情に即した台数を考えるべきと思う。</p> <p>○あまりに少ない台数(例：1台～3台)については、駐輪場シェアサービスなどと併用できると、民間事業者だけでなく市民も巻き込んだ駐輪対策の意識向上、理解促進も進むと思われる。</p> <p>○少ない台数でも良いが、採算がとれるのか？</p>
市の意見
<p>協議会でも5名の方から50台以上との意見をいただきましたが、50台未満の意見を7名の方からいただきました。</p> <p>これらを踏まえ、新設だけでなく増設の場合もあることから10台以上としました。</p>

要件3
<p>別表に定める鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域に新設又は増設される。</p> <p>別表に定める駅：船橋駅・東船橋駅・西船橋駅・津田沼駅・下総中山駅・船橋法典駅・北習志野駅</p>
協議会の意見
<p>(問) 鉄道駅により自転車等駐輪場の需給が異なります。自転車等駐輪場の利用率が低い駅での取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐輪台数増加のため、助成対象としたほうがよい (6名) 2 利用が見込めないのであれば、助成対象外としたほうがよい (5名) 3 その他 (2名) <p>○民間事業者の事業判断によるものと思われます。</p> <p>○まずは、駐輪場の需要の多い、あるいは放置自転車が多い駅を選定して対象としたほうがよい。</p> <p>○より便利な駅に集中しがちなので、分散しやすいようにできればと思います。</p> <p>(問) 助成対象となる自転車等駐車場の駅からの距離は300m以内とする市が多くなっています。助成制度を導入する場合の駅からの距離について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 300m以内としてよい。 (7名) 2 300mより駅に近くしたほうがよい (2名) (200m程度 2名) 3 300mを超えたほうがよい (0名) 4 駅毎に駐輪需要が異なるため、距離は定めないほうがよい (3名) 5 その他 (1名) <p>○自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(国交省)により、300m以内の駐輪場が94.1%を占めていることから、300m以内を適正と判断した。</p> <p>○基本的には駅毎に需要は異なるため、距離制限は意味を持たない。駅周辺のみならず、地域の繁華街もあるので、個別に総合判断していく必要がある。</p> <p>○今現在150mを離れると自転車を置いていないので、300mより駅に近くしたほうがよい。</p> <p>○自宅から駅までの動線がそれぞれ違うので、いろいろあった方がよいと考えます。</p>
市の意見
<p>駐輪場利用率(利用台数/収容台数)が低い駅を対象とするかしないかは、委員の皆様の見解が割れましたが、放置自転車対策として、先ず放置自転車の多い駅を重点的に設定しました。今後の駐輪場の設置状況により、対象駅を変更します。</p> <p>駅からの距離については、多数意見の300メートル以内としました。</p>

要件4
駐輪場を開設した日から継続して5年以上運営する。
協議会の意見
<p>(問) ほとんどの市が助成対象となる自転車等駐車場の運営を5年以上という条件を付しています。助成制度を導入する場合の運営期間について</p> <p>1 5年以上としてよい (11名)</p> <p>2 5年よりも短期間がよい (1名) (3年程度：1名)</p> <p>3 5年よりも長期間がよい (0名)</p> <p>4 その他 (1名)</p> <p>○5年以上として、1年毎に見直す必要があると考えます。</p>
市の意見
意見多数の5年以上としました。

要件5
鉄道事業者、公益的施設の設置者、百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等の事業者が設置する公共の用に供される駐車場も助成対象とする。ただし従業員等のために設置するものは対象外とする。
協議会の意見
<p>(問) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)では、鉄道事業者、公益的施設の設置者(学校、公会堂等)及び自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者(百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等)は自転車等駐車場の設置等に努めることになっていますが、民間事業者への助成制度を導入する場合、これらの事業者の取扱いについて。</p> <p>1 駐輪場設置を促すため、助成対象としたほうがよい (9名)</p> <p>2 法的に自転車等駐車場の設置等に努めると規定されているため対象外としたほうがよい (3名)</p> <p>3 その他 (1名)</p> <p>○設置に努めるとされている事業者には助成制度を対象外とする理由は見当たらない。この助成制度の目的は増加する駐輪対策である。</p> <p>○台数の下限を決めて助成してはと思います。</p>
市の意見
<p>多数意見である助成対象としました。</p> <p>ただし、公共の用に供されることを前提とし、公共の用に供されない従業員用の駐輪場は助成の対象外としました。</p>

要件6
百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等の大型店舗が条例の規定による附置義務台数を超えて新設又は増設するものも助成の対象とする。
協議会の意見
(問) 船橋市自転車等の放置防止に関する条例及び施行規則では百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等の大型店舗は自転車等駐車場の附置義務があります。この附置義務を上回る台数を設置した場合の取扱いについて。 1 駐輪台数増加のため、助成対象としたほうがよい (9名) 2 大型店舗の自転車等駐車場は大型店舗で整備すべきなので、対象外としたほうがよい (3名) 3 その他 (1名) ○民間事業者がもつ限られた資産の中で、それを上回る台数を設置するかどうかは事業者の経営判断によるところが大きい。助成はその判断材料のごく一部なので、できる限り多く確保したい立場からは助成の対象としておくのがいいと思われる。 ○台数の下限を決めて助成してはと思います。
市の意見
多数意見である助成対象としました。

要件7
他の補助制度適用を受けていない。
市の意見
民間駐輪場の参入を広く促すため、他の助成制度が適用されるものは対象外としました。

要件8
補助金の額は、標準建設単価（5万円／台）に自転車等の収容台数を乗じて得た額又は実際に要した建設費及び駐輪器具整備費のいずれか少ない額の2分の1の額(1万円未満切捨て)で、500万円を限度額とする。
市の意見
<p>あまりに低い助成金額では、民間設置が促進されませんが、市の事業として、予算の限度を設ける必要があります。</p> <p>他市へ照会した結果、民間駐輪場への助成内容は様々で、助成を行っている市により全て異なります。</p> <p>他市へ照会の平均値を取り、「標準建設単価（5万円／台）×収容台数」または「実際に要した建設費及び駐輪器具整備費」のいずれか少ない額の2分の1、また、補助上限についても、他市照会の平均値を取り500万円が適当であると考えました。</p>

報告 「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」中間評価の『今後の取組』
の進捗について


令和2年度に行った下表の進捗について、別紙資料2にまとめました。

「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」中間評価

No.	施策	進捗 評価
1	将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保	A
2	既設駐輪場の利用促進	B
3	駐輪場料金の改定	A
4	民間事業者への助成制度	B
5	目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保	A
6	駐輪場の利便性・サービスの向上	A
7	放置実態に応じた対策の実施	A
8	撤去自転車等の保管・処分の効率化	A
9	放置防止に関する啓発活動	A
10	駐輪場附置義務条項の見直し	A
11	事業者による駐輪場整備の促進	A
12	自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立	A

中間報告での評価

施 策	
2	既設駐輪場の利用促進 取組内容（平成28年度～令和2年度） ①街頭指導員による市営駐輪場の案内、誘導を実施。 ②空きが生じている駐輪場の利用実態を調査。

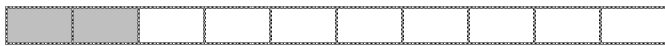
進捗評価	*進捗評価 A:概ね順調 B:やや遅延 C:遅延 D:何も出来ていない
	取組の評価
B	・空きの生じている駐輪場への案内や誘導は、付加価値の創設も含め進んでいない。 空きの生じている駐輪場の有効利用を図るための新たな取組を検討する必要がある。 <div style="text-align: center;"> 0 50 100  </div>

中間報告時の取組予定及び各年度の実績

中間報告時の取組予定	令和3年度の実績	令和4年度以降の取組
①街頭指導員による案内や誘導を引き続き行う。	継続実施。	継続実施中。
②空きの生じている駐輪場に対する他市の取組を調査する。	県内10市の放置自転車対策部署による協議会で情報共有。	継続実施中。
③利用者アンケートによる有効利用方法の検討。	津田沼駅第1駐輪場縮小に伴う利用者アンケート実施。	
		飯山満駅第2駐輪場の縮小。

中間報告での評価

施 策	
4	民間事業者への助成制度 取組内容（平成28年度～令和2年度） ①近隣他市の導入状況の調査を実施。


進捗 評価	*進捗評価 A:概ね順調 B:やや遅延 C:遅延 D:何も出来ていない
	取組の評価
B	・助成制度の導入は進んでいない。 制度を導入している近隣市は少なく、制度の利用実績も少ない中で本市での利用促進が図れるのか、導入市での問題等を詳細に検討する必要がある。 <div style="text-align: center;"> 0 50 100  </div>

中間報告時の取組予定及び各年度の実績

中間報告時の取組予定	令和3年度の実績	令和4年度以降の取組
①助成制度導入の継続検討。	他市制度の調査。 協議会書面開催。	協議会開催。 令和5年度制度開始の検討。
②市整備と民間整備の費用対効果の比較・研究。	駐輪場候補地で市整備と民間整備の費用対効果の比較を実施。	継続実施中。

中間報告での評価

施 策	
7	<p>放置実態に応じた対策の実施</p> <p>取組内容（平成28年度～令和2年度）</p> <p>① 駅周辺の放置自転車等が多いところに放置禁止区域の設定を実施。（船橋駅）</p> <p>② 自転車等の放置が見られる施設に、改善の申し入れと放置防止の協力依頼を実施。</p> <p>③ 専任の職員を配置。（平成27年度～）</p> <p>④ 午前か午後のいずれか半日で行っていた撤去・移送を、午前と午後の1日を通して実施。</p>

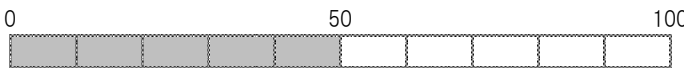
進捗 評価	*進捗評価 A:概ね順調 B:やや遅延 C:遅延 D:何も出来ていない
	取組の評価
A	<p>・ 計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。</p> <p>・ 施設への直接的な指導や1日を通しての撤去の導入などの放置防止対策を実施し、放置自転車等の削減を図った。</p> <p>1日を通しての撤去・移送を行うなどの効果的な放置防止対策の実施により、放置自転車等が減少するなどの効果がでている。</p> <p>0 50 100</p> 

中間報告時の取組予定及び各年度の実績

中間報告時の取組予定	令和3年度の実績	令和4年度以降の取組
① 放置自転車等の実態に即した放置禁止区域の見直しを検討する。	なし。	南船橋駅駅前広場の変更に伴う見直し検討中。
② 施設管理者等に放置自転車対策の協力依頼を継続実施。	継続実施。	継続実施中。
③ 他市の先進的な取組の調査研究。	県内10市の放置自転車対策部署による協議会で情報共有。	継続実施中。

中間報告での評価

施 策	
12	自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立 取組内容（平成28年度～令和2年度） ①民間施設に自転車の放置防止の協力の申し入れを実施。 ②鉄道事業者、民間事業者、警察関係者の駅前放置クリーンキャンペーンへの参加協力。

進捗評価	*進捗評価 A:概ね順調 B:やや遅延 C:遅延 D:何も出来ていない
	取組の評価 ・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 クリーンキャンペーンを連携して実施することで放置自転車等について意識の共有が図れているとともに、放置自転車等の減少に効果が出ている。
A	

中間報告時の取組予定及び各年度の実績

中間報告時の取組予定	令和3年度の実績	令和4年度以降の取組
①鉄道事業者に駐輪場の整備や用地の借地協力、自転車等の放置防止啓発活動の協力要請。	協力要請（JR・新京成）。	必要に応じて要請する。
②民間事業者に駐輪場の整備や駐輪スペースの確保の要請。	市民等からの情報提供により、民間事業者に駐輪スペースの確保を要請。	継続実施中。
③関係者に駅前放置クリーンキャンペーンへの参加協力の要請。	新型コロナウイルス感染症対策で実施見送り。	新型コロナウイルス感染症対策で実施見送り。

その他 自転車等の駐車対策に対する意見等

11月8日の協議会にて伝えることができなかった駐車対策に対する意見等がございましたら、事務局までご連絡ください。

事務局 船橋市都市整備課

電 話 047-436-2293

ファックス 047-436-2539

メー ル toshiseibi@city.funabashi.lg.jp

船橋市自転車等駐車対策協議会について

1 協議会の位置づけ

- 地方自治法第138条の4第3項に規定される機関
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条に規定する自転車等駐車対策協議会
- 船橋市自転車等放置防止に関する条例第19条第1項規定する附属機関

2 協議会の性質

- 条例に定める合議機関であり、市は答申等を尊重する義務を負います。

3 委員の身分・任期

- 地方公務員法第3条第3項第2号に規定される非常勤特別職の地方公務員です。
- 委員の任期は2年で、再任も可能です。(令和6年11月7日まで)
- 委員がやむを得ず欠席される場合等には、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことがあります。委員以外の者に議決権はありません。

4 委員の任期・会長・副会長

- 会長・副会長1人は委員の互選により定めます。会長が欠けたときは副会長が職務を代理で行います。

5 協議会の会議

- 会議は会長が招集し、開催には委員の半数以上の出席が必要です。
- 議事は出席した委員の過半数をもって議決します。

6 協議会の実績

- 平成27年度 船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定
- 令和2年度 船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画の中間評価
- 令和3年度 民間自転車等駐車場設置助成制度導入についての意見集約

船橋市自転車等駐車対策協議会委員名簿(敬称略)

令和4年11月8日現在

団体名	役職名	氏名
第1号 鉄道事業者		
(1) 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	大川 敦
(2) 京成電鉄株式会社	鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長	山下 知晃
(3) 新京成電鉄株式会社	新津田沼駅長	屋代 淳一
(4) 東武鉄道株式会社	東武船橋駅管区長	花井 秀和
(5) 東葉高速鉄道株式会社	運輸施設部 駅務課長	長谷川 誠
第2号 道路管理者		
(1) 千葉県葛南土木事務所	所長	宮田 昌明
(2) 船橋市	道路部長	木村 克正
第3号 千葉県警察職員		
(1) 船橋警察署	交通課長	里見 貴広
(2) 船橋東警察署	交通課長	住澤 悠太
第4号 商業者		
(1) 船橋駅前商店会	会長	高橋 哲
(2) 船橋市前原商店会	環境整備副委員長	酒井 大介
(3) 習志野台商店街振興組合	代表理事	天羽 しづえ
第5号 自治会等の代表者		
(1) 船橋市自治会連合協議会	副会長	村田 佐江子
第6号 学識経験者		
(1) 日本大学	名誉教授	榛澤 芳雄